

静岡県告示第944号

静岡県補助金等交付規則（昭和31年静岡県規則第47号）第22条の規定に基づき、外国人観光客受入環境整備事業費補助金交付要綱を次のように定める。

平成28年10月18日

静岡県知事 川 勝 平 太

外国人観光客受入環境整備事業費補助金交付要綱

第1 趣旨

知事は、外国人の観光客の本県への誘致を促進するため、外国人観光客受入環境整備事業を行う団体等に対し、予算の範囲内において、補助金を交付するものとし、その交付に関しては、静岡県補助金等交付規則（昭和31年静岡県規則第47号）及びこの要綱の定めるところによる。

第2 定義

(1) この要綱において「外国人観光客受入環境整備事業」とは、団体等が、外国人の観光客が快適に、移動し、滞在し、及び観光することができる環境を整備する事業をいう。

(2) この要綱において「団体等」とは、次のいずれかに該当するものをいう。

ア 県内の2以上の接続する市町の区域において外国人観光客の誘致に資する事業を行う、団体又は事業者（いずれも知事が別に定めるものを除く。）

イ 県内の同一の市町の区域内において外国人観光客の誘致に資する事業を行う、5以上の団体又は事業者により構成される団体

第3 補助の対象及び補助率（額）

(1) 補助の対象

外国人観光客受入環境整備事業に要する経費のうち、報償費、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃貸料、その他事業の実施に必要と知事が認める経費とする。

(2) 補助率（額）

(1)に掲げる経費の2分の1以内とし、150万円を限度とする。

第4 交付の申請

(1) 提出書類 各1部

ア 外国人観光客受入環境整備事業費補助金交付申請書（様式第1号）

イ 事業計画書（様式第2号）

ウ 収支予算書（様式第3号）

エ 資金状況調べ（様式第4号）

オ 団体等概要（様式第5号）

カ その他知事が必要と認める書類

(2) 提出期限 平成29年2月28日

第5 交付の条件

次に掲げる事項は、交付の決定をする際の条件となるものとする。

- (1) 次に掲げる事項のいずれかに該当する場合には、あらかじめ知事の承認を受けなければならないこと。
 - ア 補助事業の内容の変更をしようとする場合
 - イ 補助事業に要する経費の配分の変更（総事業費の20パーセント以下の変更を除く。）をしようとする場合
 - ウ 補助事業を中止し、又は廃止しようとする場合
- (2) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに知事に報告してその指示を受けなければならないこと。
- (3) 補助金の収支に関する帳簿を備え、領収書等関係書類を整理し、並びにこれらの帳簿及び書類を補助金の交付を受けた年度終了後5年間保管しなければならないこと。

第6 変更の承認申請

提出書類 各1部

- ア 外国人観光客受入環境整備事業費補助金計画変更承認申請書（様式第6号）
- イ 変更事業計画書（様式第2号）
- ウ 変更収支予算書（様式第3号）
- エ その他知事が必要と認める書類

第7 実績報告

- (1) 提出書類 各1部

- ア 実績報告書（様式第7号）
- イ 収支決算書（様式第3号）
- ウ その他知事が必要と認める書類

- (2) 提出期限

事業完了の日から起算して30日を経過した日（第5の(1)のウにより補助事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、当該承認の通知が到達した日から起算して30日を経過した日）又は平成29年4月8日のいずれか早い日まで

第8 請求の手続

- (1) 提出書類 1部

請求書（様式第8号）

- (2) 提出期限

補助金交付確定通知書が到達した日から起算して10日を経過した日まで

第9 概算払の請求手続

提出書類 各1部

- ア 概算払請求書（様式第8号）
- イ 資金状況調べ（様式第4号）

第10 消費税仕入控除税額等に係る取扱い

補助対象経費に含まれる消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額（以下「消費税仕入控除税額」という。）がある場合の取扱いは、次のとおりとする。

(1) 交付の申請における消費税仕入控除税額等の減額

当該補助金に係る消費税仕入控除税額等（消費税仕入控除税額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税の税率を乗じて得た額との合計額に補助金所要額を補助対象経費で徐して得た率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）がある場合には、これを補助金所要額から減額して交付の申請をすること。ただし、申請時において当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が明らかでない場合は、この限りでない。

(2) 実績報告における消費税仕入控除税額等の減額

実績報告書を提出するに当たって、当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が明らかになった場合には、その金額（(1)により減額したものについては、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を補助金額から減額して報告すること。

(3) 消費税仕入控除税額等の確定に伴う補助金の返還

(2)に定める実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が確定した場合には、その金額（(1)又は(2)により減額したものについては、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を消費税仕入控除税額等報告書（様式第9号）により速やかに知事に報告するとともに、知事の返還命令を受けてこれを県に返還しなければならないこと。

附 則

この告示は、公示の日から施行し、平成28年度分の補助金に適用する。

様式第 1 号 (用紙 日本工業規格 A 4 縦型)

外国人観光客受入環境整備事業費補助金交付申請書

第 号
平成 年 月 日

静岡県知事 氏 名 様

所在地
名 称
代表者 氏 名 印

平成28年度において外国人観光客受入環境整備事業を実施したいので、補助金を交付されるよう関係書類を添えて申請します。

なお、交付決定の上は、概算払されるよう併せて申請します。

1 交付申請

(1) 金額 円
(補助金所要額) (補助金に係る消費税仕入控除税額等) (補助金額)
円 - 円 = 円

(2) 事業の目的

2 概算払の承認申請

(1) 金額 円
(2) 理由
(3) 時期

様式第2号（用紙 日本工業規格A4縦型）

事業計画書（変更事業計画書）

事業名	
事業主体名	
事業計画	<p>(1) 事業実施期間 平成 年 月 日 ～ 平成 年 月 日</p> <p>(2) 事業内容</p>

（注）変更事業計画書の場合は、変更前の計画を上段に括弧書きし、変更後の計画を下段に記載すること。

様式第3号（用紙 日本工業規格A4縦型）

収支予算書（変更収支予算書、収支決算書）

1 収入の部

区分	予算額 (変更予算額) (決算額)	(予算額)	比較		備考
			増	△減	
	円	円	円	円	
計					

2 支出の部

区分	予算額 (変更予算額) (決算額)	(予算額)	比較		備考
			増	△減	
	円	円	円	円	
計					

様式第4号（用紙 日本工業規格A4縦型）

資 金 状 況 調 べ

区分 月別	収入			支出			差引残高
			計			計	
月	円	円	円	円	円	円	円
月							
月							
月							
月							
月							
月							
月							
月							
月							
計							

（注）未経過の月分については、見込額を計上すること。

様式第5号（用紙 日本工業規格A4縦型）

団 体 等 概 要

団体等名		
事務局所在地 (代表者連絡先)		
代表者氏名		
構成員等の名称 及び所在地	名称	所在地
他の補助金、 助成金等の有無 (該当するものに○を 付し、有の場合は当該 補助金、助成金等の名 称、金額、交付元を記 載すること)	(補助金額、補助金名、交付元) 有 無	
活動概要		

様式第6号（用紙 日本工業規格A4縦型）

外国人観光客受入環境整備事業費補助金計画変更承認申請書

第 号
平成 年 月 日

静岡県知事 氏 名 様

所在地
名 称
代表者 氏 名 印

平成 年 月 日付け 第 号により補助金の交付の決定を受けた外国人観光客受入環境整備事業の計画を次のとおり変更したいので、承認されるよう関係書類を添えて申請します。

1 計画変更の理由

2 変更の内容

様式第7号（用紙 日本工業規格A4縦型）

実績報告書

第 号
平成 年 月 日

静岡県知事 氏 名 様

所在地
名称
代表者 氏 名 印

平成 年 月 日付け 第 号により補助金の交付決定を受けた外国人観光客受入環境整備事業が完了したので、関係書類を添えて報告します。

事業名	
事業完了年月日	平成 年 月 日
事業実施内容	
今後の展開	

様式第8号（用紙 日本工業規格A4縦型）

請求書（概算払請求書）

金 円

ただし、平成 年 月 日付け 第 号により補助金の交付確定（決定）を受けた外国人観光客
受入環境整備事業の補助金として、上記のとおり請求します。

平成 年 月 日

静岡県知事 氏 名 様

所在地
名 称
代表者 氏 名 印
口座振替先金融機関名
口座種別 No.

様式第9号（用紙 日本工業規格A4縦型）

消費税仕入控除税額等報告書

第 号
平成 年 月 日

静岡県知事 氏 名 様

所在地
名 称
代表者 氏 名 印

平成 年 月 日付け 第 号により補助金の交付の決定を受けた外国人観光客受入環境整備事業の補助金に係る消費税仕入控除税額等が確定したので、次のとおり報告します。

1 補助金の確定額

（平成 年 月 日付け 第 号による額の確定通知額）

金 円

2 補助金の交付の申請時及び実績報告時に減額した消費税仕入控除税額等

金 円

3 消費税及び地方消費税の申告により確定した消費税仕入控除税額等

金 円

4 補助金返還相当額（3の額から2の額を差し引いた額）

金 円